

令和7年度 海外における食の営業代行業務委託（カンボジア） 企画提案 募集要領

下記の業務について、運営を行う事業者を募集します。予算限度額を遵守して、事業提案をしてください。

1 目的

輸出に関心はあるが、人やノウハウが十分でない農林水産物・食品を扱う福井県内事業者（以下、県内事業者）に代わり、海外において、販売代理店やレストラン等の取引事業者を探すとともに、煩雑な輸出手続きや営業ツールの作成等を支援する営業代行を配置し、福井県の農林水産物・食品の輸出拡大を図る。

2 業務の名称

海外における食の営業代行業務（カンボジア）

3 業務の期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
（ただし、受託者との協議により変更する場合がある。）

4 対象国・地域

カンボジア

5 営業代行業者が対象とする県内事業者

- （1） 営業代行業者は、（2）で決定したすべての県内事業者の商品を扱うこととし、対象国・地域において営業代行を行うこととする。また、対象国・地域において対象県内事業者数は5事業者10商品程度とする。

※ 県内事業者の募集は、ふくい食輸出サポートセンター（以下、センター）が行う。

＜ふくい食輸出サポートセンター＞

福井県産食品の輸出拡大を目的に、福井県のほかジェトロ福井、商工団体、農漁業団体等の関係団体により平成28年4月に設立。事務局は福井県農林水産部流通販売課

※ センターによる募集の結果、対象とする県内参加事業者が5事業者に満たない場合は、その数を営業代行の対象事業者数とする。また、契約期間内において、現地営業先や当センター等からの求めに応じて、甲乙相談の上、営業代行事業者が参加事業者を随時追加できるものとする。

- （2） 営業代行業者の対象とする県内事業者については、センターが別に募集し、決定する。

なお、当事業に採択された場合、契約締結後、県内事業者への説明会（各県内事業者への個別説明でも可）を速やかに行うこと。

(3) 県内事業者の商品分類と品目については以下を想定

商品分類	想定される品目
① 農林産物・加工品	調味料（味噌、しょうゆ等）、菓子類（羽二重餅等）、そば、ごま豆腐、米・米加工品（米粉ケーキ等）等
② 水産物・加工品	冷凍魚介類（甘エビ等）、冷凍寿司、魚醤 等
③ 酒類	日本酒、梅酒 等

6 目標成約額

当事業における営業代行業者が対象とする県内事業者の成約額（目標額）は、で1,000千円とする。

7 企画提案を募集する委託業務内容

(1) 業務内容

【必須項目】

(ア) 県内事業者の渡航を想定した、対象国・地域における販路拡大イベント等の企画・開催（年間2回以上の開催）と、海外バイヤーの県内への招聘（1名）、継続取引へ向けた商談のフォローを行うこと。

< (ア) の企画に関する事項 >

- ① 対象国・地域で実施する販路拡大イベント（既存イベント・独自規格イベント）の内容、規模、実施スケジュール、会場、想定される成果などについて、具体的に提案すること。
- ② 県内事業者の輸出拡大に繋がる企画とすること。（商品の紹介、宣伝のみの提案ではなく、成約に結び付く企画であること。）
- ③ 対象国・地域への具体的な営業先、営業予定数、商品の物流方法を提案すること。
- ④ 県内事業者へのサポートやコミュニケーションの取り方について提案すること。
- ⑤ 営業に必要なサンプルの調達・輸送方法について、県内事業者の負担の程度を含め提案すること。
- ⑥ 提案するイベント数に制限は設けないが、契約期間内に事業完了できるスケジュールを提示すること。また、予算の限度内で実施すること。

(イ) 営業代行に参加する県内事業者やその商品の選考について協力すること。

(ウ) 県内事業者に代わって行う販売先探しや商品提案などの企画立案を行うこと。

(エ) 対象国・地域で求められる商品について分析し、県内事業者の商品開発について助言を行うこと。

(オ) 輸出に必要な書類作成等、県内事業者の輸出手続きをサポートできる担当者を配置すること。

(カ) 現地での営業に必要な営業ツール(商談シート、ホームページ等)を作成すること。

(キ) 商品に応じて、出荷から現地輸送までの物流についてコーディネートすること。

(ク) 営業に必要なサンプル輸送について調整すること。

※ サンプルの提供や送料、各種認証は、県内事業者負担を求めてもよいものとする。どちらの対応にするか、企画提案書に明示すること。

(ケ) 対象国・地域の営業担当者と県内事業者（希望する県内事業者に限る）との情報交換（県内もしくはオンライン）の場を適宜設けること。

(コ) 営業先からの商品に対する問合せに対応すること。

(サ) 本委託事業に関連して県内事業者が海外に渡航して商談する場合、バイヤー等とのコーディネートおよびアテンド（通訳を含む）等円滑な商談のサポートをすること。

(シ) 本事業（販路拡大イベント）に関連して県内事業者が渡航を希望した場合、1社あたり上限100千円の支援を行うこと。合計5社 計500千円とし、5社以上の渡航希望があった場合には当センターと協議の上、支援する事業者を決定する。また、使用しなかった支援金については、減額とする。

※補助については、航空券代及び宿泊費のみ対象とする。

(ス) 当センター（福井県を含む）の行う企画や出展する展示会等の活用に努め、県内事業者が参加した場合、商談の成約に繋がるようにフォローすること。

※ 本事業とは別に、当センター事業（福井県を含む）として展示会に出展する場合の出展費用、装飾費用、その他展示会に係る費用は本営業代行事業の委託費には含めない。

(セ) 毎月10日までに前月の活動状況、営業先からの商品に対する評価、収集した現地情報およびセンターが求める情報等を取りまとめ、月例報告書としてセンターに提出すること。ただし、10日が休業日の場合は翌営業日とする。

(ソ) 県内事業者別の実績が把握できるように、実績報告書を作成し、令和8年2月27日(金)までにセンターに提出すること。また、実績報告の内容に次年度の見込みについて言及がある場合には、次年度末にその実績について報告を求める。

(タ) 対象国・地域の輸出手続きについて、事業者向け資料（ナレッジ集・公表できるもの）を作成すること。

(チ) その他、「食の営業代行」を円滑に運営するための業務

【任意項目】

(ツ) 必須項目のほか、県内事業者の農林水産物・食品の輸出に資する業務。

＜ (ツ) の企画に関する事項 ＞

- ① 任意項目についても、予算限度額の範囲内で実施すること。予算限度額に占める必須項目と任意項目の配分や任意項目の事項数に制限は設けない。
- ② 内容、規模、実施スケジュールなどについて、具体的に提案すること。
- ③ 任意項目に係る費用とそれによる成果を定量的に示すこと。

8 その他留意すること

(1) 企画提案書は、提案の特徴が明確にわかる内容にすること。

(2) 当要領7(1)のすべての業務を単独で担うことが難しい場合は、他の事業者と連携して行うことも可とするが、その場合は実施運営体制図に役割分担等がわかるよう記載すること。

(3) 事業の実施にあたっては、県内事業者と密にコミュニケーションをとるよう心掛け、トラブル

のないよう十分に留意すること。

(4) 企画提案の内容については、採用決定後にセンターと協議の上、決定するものとする。

(5) 本事業の期間内に作成した制作物の所有権、著作権等のすべての権利は、原則センターに帰属するものとする。

9 予算限度額

3, 500千円

(県内事業者への補助 上限500千円を含む)

10 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

(1) 国内外を問わず法人格を有していること。

(2) 当要領に記載している業務に精通し、同様（販路拡大イベントや日本からの食品輸出のサポート等）の業務実績を有すること。（共同企業体にあつては、構成員のうち1以上の者が実績を有すること。）

(3) 日本語で企画提案書の提出および契約締結が可能であること。

(4) 現地において業務を遂行するにあたり交渉を円滑に実施するため、対象とする国・地域で主に話されている言語（公用語）により業務上の交渉が可能な語学力を有する者が本業務に従事すること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

(8) この手続きにおいて、単独の法人または共同企業体の構成員として重複して参加していないこと。

11 企画提案審査の手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要領等の公示	令和7年6月 2日(月)
② 質問受付期間	令和7年6月 2日(月) ～ 6月 6日(金)
③ 参加申込期間	令和7年6月 2日(月) ～ 6月13日(金)
④ 質問回答日	令和7年6月11日(水)
⑤ 参加資格の結果通知	令和7年6月18日(水)
⑥ 企画提案書提出期限	令和7年6月23日(月)
⑦ 書類審査(4者以上の場合実施)	令和7年6月25日(水) ～ 6月26日(木)
⑧ 書類審査結果通知	令和7年6月30日(月)

⑨ 審査会	令和7年7月 4日(金)
⑩ 契約締結手続き	令和7年7月中旬～
⑪ 事業者募集	令和7年7月下旬～

(2) 質問の受付および回答

次のとおり質問を受付し、回答する。

- ① 受付期間 令和7年6月2日(月)～6月6日(金)
- ② 提出先 下記【提出先および問い合わせ先】に同じ
- ③ 提出方法 電子メールにより送信すること
- ④ 回答期日 令和7年6月11日(水)
- ⑤ 回答方法 質問をした者および参加申込書を提出した者全員に対して代表者(担当者)あてに電子メールで送信する。

(3) 参加申込書の提出

次のとおり参加申込書を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年6月2日(月)～6月13日(金)
- ② 提出書類 以下のとおり

提出書類	部数
・参加申込書(様式1)	1部
・企画提案参加資格誓約書(様式2)	1部
・上記の参加資格のうち(1)～(4)を証明する書類(会社パンフレット等) ・定款や商業登記証明の写し(これに類するもの) なお、共同企業体にあつては、主たる企業のみで可	各1部
・過去の同種案件(日本からの食品輸出のサポート、海外における販路拡大イベント等)の受託実績がわかるもの(契約書の写し等) ・共同企業体にあつては、共同企業体協定書(様式3)、協定書等の写し	各1部
参考資料 ・会社概要、履行体制等がわかるもの ・直前2事業年度分の事業報告書または、事業内容が分かる資料および財務諸表類	各1部

- ③ 提出先 下記【提出先および問い合わせ先】に同じ
- ④ 提出方法 電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加及び変更は認めない。

(4) 企画提案書等の提出

次のとおり、企画提案書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年6月23日（月）
- ② 提出書類 以下のとおり（様式は任意）

提出書類	部数
企画提案書 ・企画提案の基本方針（コンセプト・考え方） ・企画提案の概要（具体的な企画内容、具体的な仕様） ・実施スケジュール ・業務請負時の実施運営体制 ・サンプル輸送の具体的な方法 ・県内事業者のフォロー方法	1部
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※ 不課税取引と課税取引を分けて記載すること。 ・円建て ※ 為替変動による契約金額の変更は行わない。	1部

- ③ 提出先 下記、提出先および問い合わせ先に同じ
- ④ 提出方法 電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加及び変更は認めない。
- ⑤ 留意事項
 - ・企画提案に関する経費は全て提案者の負担とする。
 - ・提出された書類は、一切返却せず、提出後の企画提案書の追加および変更は認めない。
 - ・提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(5) 審査会（詳細は後日連絡する。）

- ① 日 時 令和7年7月4日（金）
- ② 場 所 オンライン
- ③ 実施方法 ○プレゼンテーション 20分以内
○質疑応答 10分以内
- ④ そ の 他
 - ・企画についてはWEB会議ソフト（Microsoft Teams を予定）を介したオンライン提案のみとする。なお、当日の追加資料は認めない。
 - ・参加申込が4者以上の場合は、事前に書類審査を実施する。
 - ・公正な審査の妨げの恐れがある行為を行った場合は、参加資格を失う。

(6) 審査方法および優先交渉権者の選定

- ① 下記の評価項目に従い提出書類およびプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内

容、事業の実施能力等を評価し採点する。

評価項目		評価の主な観点
企画提案の内容	・実現性 ・的確性 ・独創性	取引の成約に繋がる実現性のある企画か。（具体的な営業先や営業予定数、サンプルの輸送方法の記載） 福井県の特性・課題を的確に把握し、反映した企画か。 独自性があり、輸出拡大に繋がる内容か。
取組姿勢等	・理解度 ・取組意欲	募集要領に示した必須事項がすべて盛り込まれているか。 県内事業者の商談成立に向けた意欲が感じられるか。
実施体制等	・連絡調整の正確性 ・実施体制の的確性	業務にあたり十分な体制を整備し、スタッフが確保できているか。
スケジュール等	・スケジュールの適切性	営業のための準備活動も含めて、業務スケジュールを想定しているか。
会社の実績等	・過去の実績やセールスポイント	過去の同種案件（販路拡大イベントや食品輸出のサポート）の受託実績があり、自社の強みが提案されているか。
価格	・妥当性	見積書の積算額が上限以下であり、経費内容が妥当か。

② 優先交渉権者の決定について、審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

③ 選考結果通知は、企画提案参加者全員に対し、代表者（担当者）宛電子メールにて通知する。
なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

（７）契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

（８）その他

- ① 提出された企画提案書は返却しない。
- ② 企画提案に関する経費は全て提出者の負担とする。
- ③ 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- ④ この募集要領に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

（９）提出先および問い合わせ先

ふくい食輸出サポートセンター事務局

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部流通販売課 流通販売グループ 藤本、長島

TEL 0776-20-0421

E-mail ryutsu@pref.fukui.lg.jp